

令和6年3月28日

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条)

和歌山県海南市阪井489番地
株式会社タカショー
代表取締役社長 高岡伸夫

当社は、令和5年11月13日付けで株式会社青山ガーデンとの間で締結した吸収合併契約に基づき、令和6年1月21日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社青山ガーデンを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。本吸収合併について法令の定めに従い本書面を当社本店に備置いたします。

1 本吸収合併が効力を生じた日

令和6年1月21日

2 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

株主1社の略式合併のため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、令和5年12月8日付で官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。

3 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

簡易合併のため該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

簡易合併のため該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、令和5年12月8日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。

- (4) 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、本吸収合併の効力発生日である令和6年1月21日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引継ぎました。なお、引き継いだ資産の額は163,378,085円、負債の額は21,269,027円です。

- (5) 会社法第782条1項の規定により消滅会社が備え置いた書面。

別紙のとおりです。

- (6) 会社法921条の変更登記をした日

令和6年1月22日

- (7) その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上